

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

タイの銀行セクター

～ASEAN 経済共同体創設を控え、地域統合への対応が喫緊の課題～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
山中 崇
tyamanaka@iima.or.jp

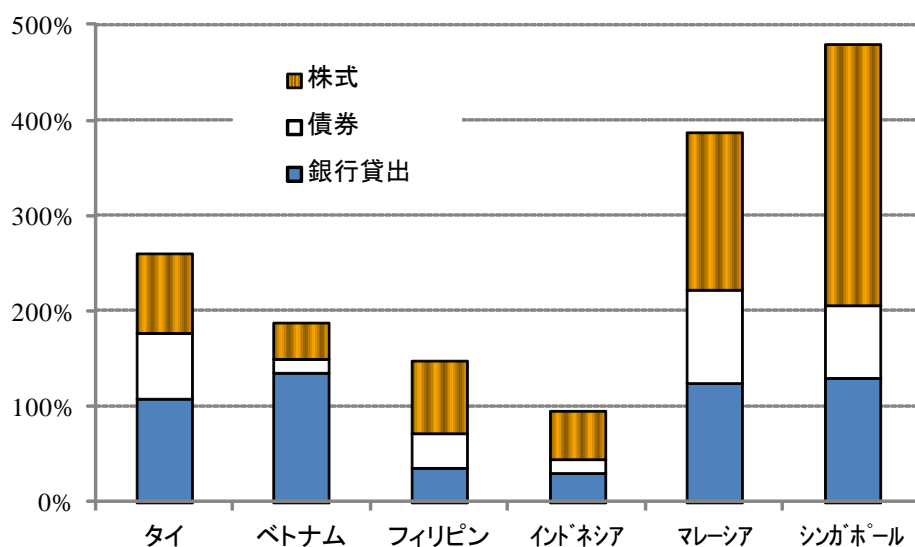
《要 旨》

- アジア通貨危機では、タイはインドネシアと並んで最も深刻な影響を受けた。未曾有の金融危機に対し、タイ政府は ①金融機関の預金・債務の全額保護、②公的資金を活用した銀行の自己資本増強、③資産管理公社設立による不良債権のオフバランス化等の対策を打ち出した。しかし、こうした対策は十分には活用されず、銀行セクターの健全性回復は大きく遅れた。
- 危機の収束に伴い、タイ政府は金融制度改革に乗り出した。タイの金融システムの脆弱さが通貨危機を厳しいものにしたとの反省や地域統合への対応から、金融セクター発展の指針となる長期的な改革プログラムが必要と判断。タイの金融制度改革の柱となる「金融セクター・マスタープラン」を策定し、2004 年からスタートさせた。
- 「マスタープラン」は現在も進行中であるが、改革の成果は着実に上がっている。金融サービスへのアクセス改善、金融制度の整備による金融システム強化、金融再編の進展、外国銀行の進出・現地化の拡大などがこれまでの主な成果である。この間、タイの銀行部門も、収益性、健全性が回復し、通貨危機直後と比べて強靱性が大きく高まった。
- 今後については、ASEAN 経済共同体の創設を 2015 年に控え、収益力を強化し地域統合に備えることが喫緊の課題となっている。

1. タイの銀行セクターの概要

タイの金融セクターの規模は GDP の約 2.6 倍と、シンガポール、マレーシアに比べると見劣りするものの、ASEAN 諸国の中では比較的大きい（図表 1）。金融セクターの中では、近年、資本市場の育成が進んでいるとは言え、依然として銀行部門が支配的な地位を占めている。

図表 1：東南アジア各国の金融セクターの規模（2010 年、GDP 比）



（資料）IMF、WFE、AsianBondsOnline

商業銀行は 2012 年 3 月末で 31 行ある。免許の種類により（通常の）商業銀行、リテール銀行、外国銀行子会社、外国銀行支店に分類される（図表 2）。リテール銀行は個人、中小企業を顧客とし、外国為替、デリバティブなどリスクの高い業務は自己のリスク管理目的を除いて禁止されている。与信限度が通常の商業銀行より低く規制されている一方、必要最低資本金も通常の商業銀行に比べ低く設定されている。フルバンキング業務が可能な免許を持つ外国銀行支店は 15 行あり、内訳は日系 3 行、欧米系 8 行、アジア系 4 行となっている。とりわけ日系 3 行の存在感は大きく、3 行合計で外国銀行支店の資産全体の 6 割近くを占める。3 行の資産規模は地場の商業銀行の中位行並みとなっている。

商業銀行の監督機関は中央銀行（Bank of Thailand: BOT）である。BOT は 2012 年、創立 70 周年を迎えた。1942 年の旧中央銀行法ではタイ財務省が BOT の監督権限を持ち、総裁も財務省から派遣されるなど、BOT の独立性は高くなかったが、2007 年の中銀法改正により BOT の独立性が確立された。なお、タイでは、韓国やインドネシアな

どのような金融監督機関の一元化は実施されず、証券会社は証券取引委員会 (SEC) が、保険会社は保険監督局 (Office of Insurance Commission) が監督している。

図表 2 : タイの商業銀行 (2012 年 3 月末)

	銀行数 (行)	総資産額 (10億バーツ)	シェア (%)
国内商業銀行 (Thai Commercial Banks)	14	11,692	(85.9)
リテール銀行 (Retail Bank)	1	22	(0.2)
外国銀行子会社 (Subsidiary)	1	18	(0.1)
外国銀行支店 (Foreign Banks Branches)	15	1,873	(13.8)
合 計	31	13,605	(100.0)

(資料) Bank of Thailand

商業銀行以外の金融機関には、政府系特殊金融機関 (Specialized Financial Institutions: SFIs)¹、ファイナンスカンパニー、クレディ・フォンシェ (住宅金融会社)、資産管理会社などがある。ファイナンスカンパニーはタイ独自のノンバンクで、預金の代わりに約束手形を発行して資金を調達し、個人、企業に融資を行っている。資産管理会社は「1998 年資産管理会社緊急勅令」を根拠法とし、ほとんどが不良債権処理のため商業銀行により設立されたものである。

2. アジア通貨危機と金融制度改革

(1) アジア通貨危機と政府の金融危機対策

タイでは 1990 年代前半から金融自由化が急速に進んだ。1993 年には、タイをインドシナの地域金融センターにすべくオフショア市場 (International Banking Facilities: IBF) が開設された。IBF では、調達した資金をインドシナ諸国に供給するだけでなく、タイ国内に取り込むことも認められた。タイは外国銀行にフルブランチの免許を認めていなかったが、IBF の実績を条件にフルブランチを認める方針を打ち出したため、IBF を経由したタイ国内への短期資本流入が急増しタイにおける通貨危機発生の一因となった。

1997~98 年のアジア通貨危機では、タイはインドネシアと並んで最も深刻な打撃を受けた。1997 年 7 月、タイ政府はそれまでのドルペッグ制を放棄し、通貨危機が始まった。翌 8 月には BOT が資金繰りに行き詰ったファイナンスカンパニーの営業停止を命じ、通貨危機は金融危機へと発展した。タイは国際通貨基金 (IMF) の支援を受ける

¹ 政府貯蓄銀行 (Government Savings Bank)、農業協同組合銀行 (Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives) などの政策金融機関 8 行。

ことになったが、コンディショナリティ（融資条件）として財政支出の抑制、金融引き締めを課せられたことから、金融危機に伴うクレジットクランチと相まって国内景気が急激に悪化し、金融危機はさらに経済危機へと発展した。タイの実質成長率は1997年に-1.4%とマイナスに転じ、1998年には-10.5%と2ケタのマイナス成長を記録した。

金融危機に対してタイ政府は、まず、1997年8月に金融機関の預金・債務を全額保護する措置を打ち出した。1998年6月には、「企業債務再構築諮問委員会（CDRAC）」がBOTの下に組織され、BOT主導による私的整理の枠組みが創られた。しかし、CDRACが法的拘束力を持たなかったことから、債務整理（debt restructuring）はほとんど進展しなかった。1998年8月には財務省とBOTが、公的資金を活用した商業銀行の自己資本増強スキームを盛り込んだ「経済回復のための金融再建パッケージ」を発表した。さらに、2001年7月には金融機関の不良資産の受け皿として「タイ資産管理公社（TAMC）」が設立された。TAMCは司法手続きなしに担保権を実行する権限を与えられたため、不良債権処理に大きな力を発揮した。

（2）銀行セクターの健全性回復の遅れ

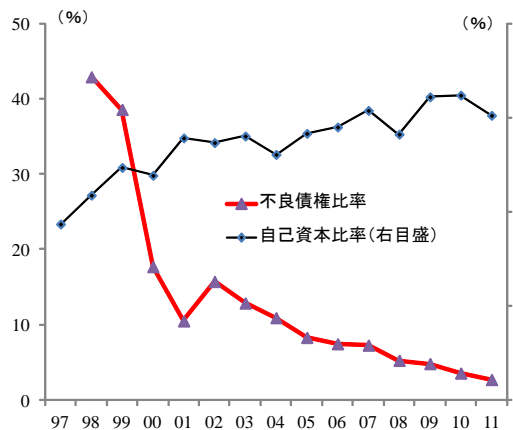
こうした対策により危機は収束に向かったが、銀行セクターの健全性回復はインドネシアなどに比べて大きく遅れた。通貨危機で大幅に上昇した不良債権比率が再び10%を下回った時期をみると、インドネシアの2002年に対してタイは2005年と3年も遅れている（図表3）。一方、商業銀行の自己資本比率は1997年に一時的に10%を割り込んだだけで、1998年には10%台を回復している。商業銀行部門全体で債務超過に陥ったインドネシアとは対照的である。しかし、これは不良債権の抜本処理を先送りしたことの裏返しに過ぎない。

タイで不良債権処理が遅れた理由として、まず、公的資金注入スキームが十分に活用されなかったことがあげられる。タイでは経営責任の明確化を公的資金注入の条件としたことから、ファミリー経営の商業銀行を中心に申請を見送る動きが広がった。次に、公的資産管理会社の設立に手間取ったことである。韓国、インドネシア、マレーシアでは1998～99年に公的資産管理会社が設立されたが、タイでは2001年となり（前述のTAMC）、不良債権のオフバランス化が遅れた。さらに、BOTが問題金融機関に対して早期是正措置を発動する権限を持たず、債務超過に陥った金融機関の対応に終始したことも重要な要因である。この点、インドネシアが自己資本比率に基づく早期是正措置を厳格に適用したのとは大きく異なっている。このほか、資産の分類基準や貸倒引当基準の国際標準への対応が遅れたことも指摘されている。タイでは段階的に基準の厳格化を進めたことから、そのたびに不良債権比率が押し上げられることとなった。

健全性回復の遅れは貸出にも影響を及ぼした。タイでは商業銀行の貸出残高が4年連続で減少し、2002年になってようやく増加に転じた（図表4）。貸出残高が通貨危機前の水準を上回ったのは実に2008年になってからである。ちなみにインドネシアでは、

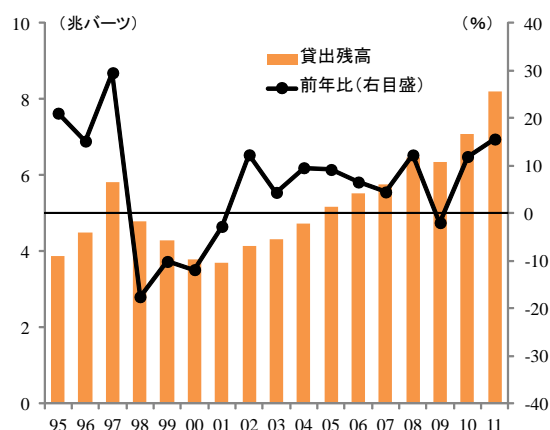
アジア通貨危機後の商業銀行の貸出残高減少は1999年の1年のみである。

図表3：自己資本比率と不良債権比率



(資料) Bank of Thailand

図表4：貸出残高と伸び率



(資料) Bank of Thailand

(3) 金融制度改革への取り組み

アジア通貨危機を契機に、東アジアの多くの国・地域が金融制度改革に取り組むこととなった。タイでも、危機が収束するのに伴って改革の機運が徐々に高まった。BOTは、タイの金融システムに内在する脆弱さが通貨危機をより厳しいものにしたという反省に加えて、地域統合やグローバルな競争への対応もあって、制度改革の必要性を考え始めた。そして、向こう5~10年のタイの金融セクター発展の指針となるマスタープランの策定が不可欠と判断した。

そこでBOTは2002年に、規制当局、金融機関、消費者グループ、学者などからなる改革案作成のための委員会を設置した。当初は、資本市場や保険を含む金融市場全体を改革の対象としていたが、タイにおける銀行セクターの支配的な位置づけや、当時構想段階にあった資本市場改革との重複を避けるため、BOTは自らの監督下にある金融機関に改革の対象を絞った。それと同時に、低所得層や零細企業に対する金融サービス拡大を改革の目玉の一つとすることにした。こうしてタイの金融制度改革の柱となる「金融セクター・マスタープラン (Financial Sector Master Plan: FSMP)」が策定されることになった。

3. 金融セクター・マスタープラン

FSMPは、より効率的で透明性が高く、国際競争力のある金融セクターを創るための長期的な改革プログラムである。改革案の作成に先立って外部のコンサルタントにより行われた調査では、①低所得層・零細企業向け金融サービスの不足、②中小金融機関を

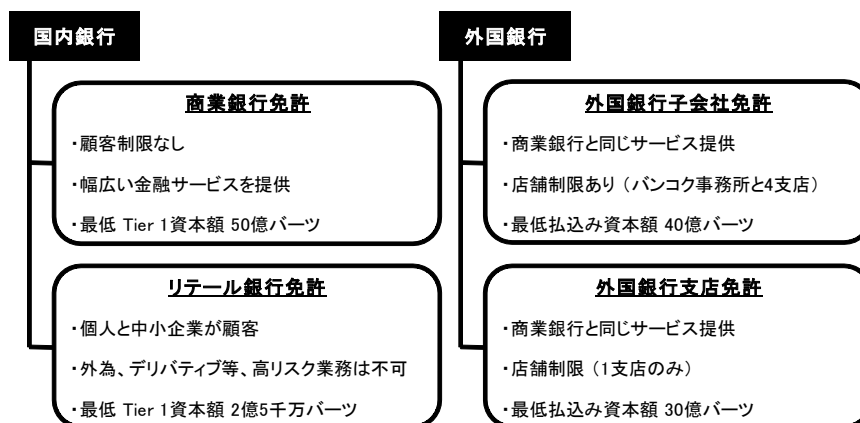
中心とした低生産性と脆弱なリスク管理体制、③不十分な消費者保護や競争制限的な規制、といった問題をタイの金融セクターが抱えていることが浮き彫りとなった。これら
の問題に対処するため、上記委員会は3つの改革の柱を最終案で提示した。すなわち、
①金融セクターの効率性向上、②金融サービスへのアクセス拡大、③消費者保護と透明
性の向上である。改革案は2003年末に正式に承認され、FSMPが2004年からスタート
した。なお、改革が非常に多岐にわたることから、FSMPは3つのフェーズに分けて実
行されることになった。

(1) フェーズ I (2004~2009年)

①金融セクターの効率性向上

効率性向上のために、商業銀行を中核とした金融再編の方針が打ち出された。規模の
利益を活かし機能の重複を避けることが狙いである。タイではそれまで様々なタイプの
金融機関が同一顧客に対して同じタイプの金融サービスを提供していたが、免許を4つ
に整理し、ファイナンスカンパニーなどの業態は廃止されることになった(図表5)。
また、一つの金融グループに一つの預金取扱金融機関しか認めない「ワン・プレゼンス
政策」を導入し、金融機関の統合を促した。

図表5：タイの銀行免許の種類



(資料) Bank of Thailand

②金融サービスへのアクセス拡大

タイ財務省は、低所得層や零細企業に対する持続的な金融サービスの供給を促すため
に「草の根金融サービス委員会」を設置し、マイクロ・ファイナンス(小口金融)を展
開する金融機関を支援した。また、BOTはマイクロ・ファイナンスの可能性について
金融機関の理解を向上させるためのセミナーを開催。さらに、小口住宅ローンに係るリ
スクウェイトの引き下げなどにより、低所得層・零細企業向けの貸出を奨励した。

③消費者保護と透明性の向上

2008年に「預金保護庁 (Deposit Protection Agency: DPA)」を設立し、タイに初めて預金保険制度を導入した。これにより、預金の全額保護を止め、部分保護へ移行することが決まった。当初、預金保険の上限は2009年から徐々に引き下げられる予定だったが、グローバル金融危機の発生によりスタートを遅らせ、2011年8月に上限を5,000万バーツに引き下げた。2015年8月には最終目標である100万バーツへの引き下げが予定されている。この他、BOTは金融商品・サービスの透明性向上のために、商業銀行に対してホームページに毎日、預金金利等を掲載することを要求。また、BOTも銀行に提出させたデータを自らのWebサイトに掲載し、利用者が金利や手数料を容易に比較できるようにした。

(2) フェーズⅡ (2010～2014年)

フェーズⅡの計画作りは2007年に始まった。BOTはまず、フェーズⅠの中間評価を行い、「金融機関の再編、金融セクターの効率性向上、リスク管理の強化などでは一定の成果をみたものの、一方で商業銀行の高コスト体質は変わらず、収益力は他のASEAN諸国より低く、金融サービスの供給体制も不十分である」との結論を得た。金融サービスへのアクセスについてみると、BOTの調査によれば家計の2割が銀行口座を持たず、7割が銀行借入の経験がなく、1割はいかなる金融サービスも利用していないことが明らかとなった。金融サービスの利用度が低い理由としては、「適した商品がない」、「所得が低い」、「農村部などではアクセス拠点がない」、「担保がない」などがあげられている。

この結果、フェーズⅡでは、①営業コストの削減、②競争促進と金融アクセスの拡大、③金融インフラの強化、に重点的に取り組むこととなった。

①金融システム全体にわたる営業コストの削減

コスト削減のために、まず、やり玉に上がったのが時代遅れの規制である。銀行に不必要なコストを強いる規制の見直しについてBOTはタイ財務省と協議を進めている。

次は不良債権である。前述のように、タイでは通貨危機後、不良債権の処理が大きく遅れた。このため、不良債権の速やかな処理を妨げている要因(税法など)の改善、担保不動産処理のための銀行と民間不動産業者とのパートナーシップ認可、不良債権の取引市場創設などの金融インフラ強化、などの対策が打ち出された。

②競争促進と金融アクセスの拡大

競争を促すために、新規参入の促進、銀行の業務範囲拡大などの方針が打ち出された。新規参入促進では、外国銀行の一段のプレゼンス拡大を期待して、外国銀行の支店増設を認める方針がとられた。また、業務範囲拡大では、銀行にリース、コモディティ関連

のデリバティブ業務などの新業務を認可するとともに、現在は子会社を通して行っている投資信託やベンチャーキャピタル等の業務を銀行本体の業務として認めるなどの規制緩和を進めている。

金融アクセスの拡大では、低所得層や零細企業に対するサービスを強化するために、銀行に対して専門部署の設置や既存のマイクロ・ファイナンス業者とのパートナーシップなどを奨励することにより、マイクロ・ファイナンス事業の拡大を促している。また、タイ財務省と BOT は同分野に事業者を呼び込むために新種の免許の創設も検討している。さらに、既存の SFIs を支援してマイクロ・ファイナンス事業を拡大することも考慮している。

③金融インフラの強化

BOT は、銀行のリスク管理強化などのために必要な金融インフラを具体的に提示している。リスク管理能力を向上させるツール、リスク管理をサポートする情報システム、公的信用情報機関（National Credit Bureau）、担保付取引や抵当権、破産などに関する法律、企業統治やリスク管理の強化のために必要な能力を持った人材、顧客サービス向上と金融サービス提供コストの削減のための IT 活用などである。

4. 金融制度改革の成果

FSMP は現在も進行中であり、タイの金融制度改革についてまだ最終的な評価を下す段階にはない。しかし、改革の成果は着実に上がっている。FSMP の柱である金融アクセスの拡大についてみると、IMF の調査（Financial Access Survey）によれば 2010 年における成人 1,000 人当たりの預金口座数は 1,120 と、シンガポール（2,134）、マレーシア（1,620）とは依然差があるものの、2006 年（984）と比べて 14% 増加した。さらに、下記のような点もこれまでの改革の成果として指摘できよう。

(1) 金融制度の整備による金融システム強化

2007 年に「改正中銀法（Amendments to the BOT Act）」、「金融機関事業法（Financial Institutions Business Act: FIBA）」、「預金保護庁法（Deposit Protection Agency Act）」の金融 3 法が成立したことにより金融制度の整備が進み、金融システムが強化された。まず、BOT の独立性が強化され監督機能が向上するとともに、金融システムの透明性が高まった。また、FIBA が BOT に銀行を閉鎖する権限を与えた結果、BOT は自己資本比率に基づいて問題金融機関を早期に処理することが可能となった。具体的には、BOT は自己資本比率が 8.5% を下回った銀行に経営改革を命令し、5% 以下の銀行に経営介入、3% を下回った銀行を閉鎖する権限を得た。さらに、前述のように DPA の設立と預金の

部分保護への移行が実施され、モラルハザード除去、市場規律（預金者や債権者による監視）強化、納税者負担の最小化が図られた。

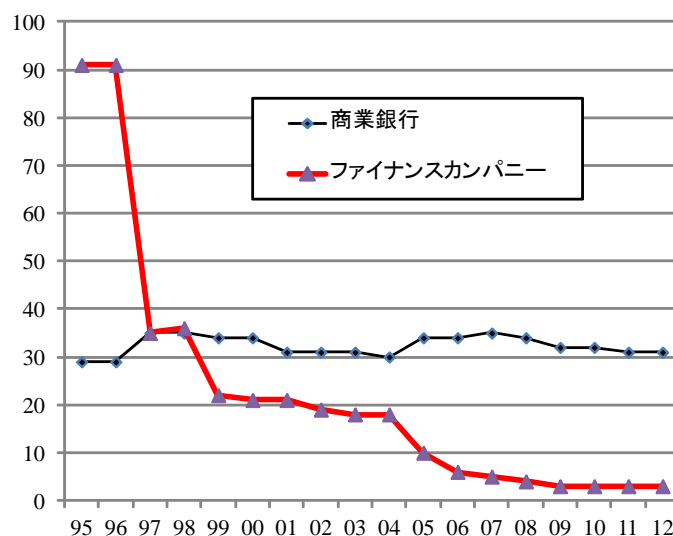
(2) 金融再編の進展

ワン・プレゼンス政策の下で金融再編が進展した。タイでは商業銀行の数がもともと30行程度と多くなかったこともあり、金融再編はファイナンスカンパニーを中心に進んだ。このため、商業銀行の数は通貨危機後もほとんど変わらなかった²。

ファイナンスカンパニーは「1962年商業銀行法」で商業銀行に対する規制が強化されたのを受けて、1960年代後半から急増した。アジア通貨危機前にはハイリスク・ハイリターン不動産向け融資を積極化させてタイの不動産バブルを煽った。このため、通貨危機では最も大きな影響を受けて閉鎖が相次ぎ、危機前の91社から激減した。その後も、業態を廃止して商業銀行へ格上げを促す方針を当局が打ち出したことから減少が続き、現在では3社を残すのみとなっている（図表6）。

このほか、通貨危機前に40余りあったIBFも徐々に数を減らし、2006年には完全に姿を消した。

図表6：商業銀行とファイナンスカンパニーの数



(資料) Bank of Thailand

(3) 外国銀行の進出・現地化の拡大

金融制度改革により外国銀行の進出・現地化が進んだ。これを端的に表しているのが、

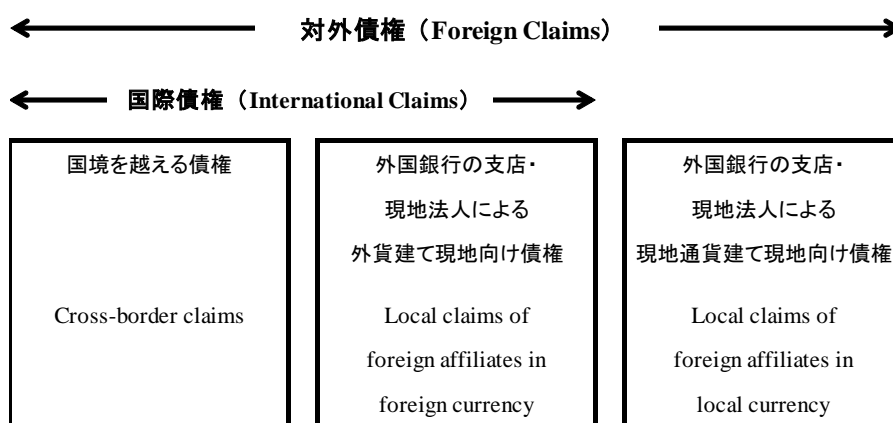
² これに対して、インドネシアでは1980年代の金融自由化で小銀行が乱立した結果、通貨危機前の1996年末に商業銀行は239行あった。このため、その後の金融再編は商業銀行を中心に進んだ。

国際決済銀行（BIS）の国際与信統計の「現地通貨建て現地向け債権」の増加である³。これは、外国銀行の支店・現地法人による現地での預金などをベースにした債権で、対外債権全体に占める比率は「銀行の現地化」を示す指標と言える。外国銀行のタイ向け対外債権をみると、通貨危機後、IBFの縮小で「国際債権」が減少する一方、金融制度改革により 2000 年代半ばから「現地通貨建て現地向け債権」の増加ペースが加速。この結果、「現地通貨建て現地向け債権」の対外債権全体に占める比率は通貨危機直後の 2 割から現在は 6 割強まで上昇している（図表 8）。

それに伴い、外国銀行の業務活動もそれまでのホールセール中心から変化し、リテール市場への参入が拡大した。タイにおける外国銀行支店の預金量をみると、2011 年末で 6,052 億バーツと FSMP 開始前の 2003 年末（2,809 億バーツ）の 2.2 倍に拡大し、増加率は貸出の同 1.5 倍（4,142 億バーツ→6,247 億バーツ）を大きく上回っている。外国銀行がリテール業務の拡大により資金調達基盤を強化したことが窺われる。

外国銀行の現地化拡大の効用をあげると、「現地通貨建て現地向け債権」は「国境を越える債権」と比べて外国銀行の本国の影響を受けにくく貸出期間も長めであることから比較的安定した債権と言え、その増加はタイの金融市場の安定に寄与するとみられる。また、リテール市場における競争促進により金融サービスの価格低下や質向上も期待される。もっとも、外国銀行の参入は今のところ特定顧客・サービスに特化しており、地場銀行との棲み分けが行われていることから、競争促進の効果はまだ限定的のようである。

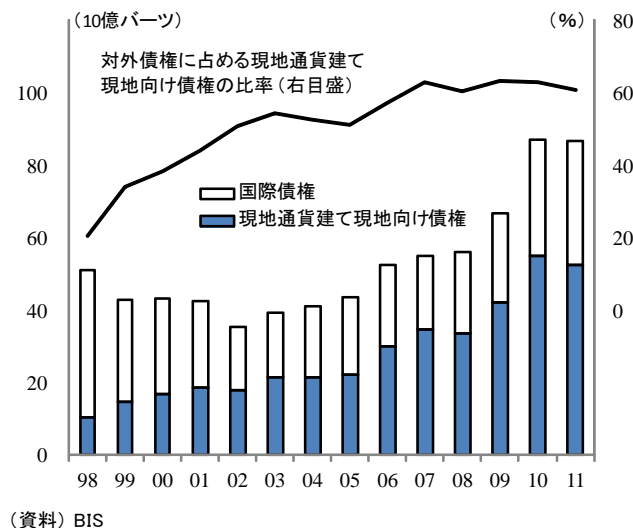
図表 7：BISによる対外債権の定義



(資料) BIS

³ BIS の国際与信統計は、世界主要 30 ヶ国・地域に本店を持つ銀行の対外債権を、海外支店や現地法人等を含んだ連結ベースでとりまとめた統計で、銀行の対外債権を「国境を越える債権」、「外国銀行の支店・現地法人による外貨建て現地向け債権」、「外国銀行の支店・現地法人による現地通貨建て現地向け債権」に分類し公表している（図表 7）。

図表 8 : 外国銀行のタイ向け対外債権 (所在地ベース)



5. 最近の銀行セクターのパフォーマンスと今後の課題

足元の銀行セクターのパフォーマンスは、タイ経済の好調を反映して良好である。2011年についてみると、貸出の伸びは洪水の影響で第4四半期こそ鈍化したものの、通年では14.9%増と前年の11.3%から加速した。一方、不良債権は前年から15.1%減少し、不良債権比率はグロスで2.7%、ネットで1.3%に下がった。これらに金利マージンの拡大が加わり、純利益は17.2%の増益となった。自己資本比率は貸出資産の増加と会計基準の変更により前年から小幅低下したが、依然15.1%と最低所要自己資本比率(8.5%)を大きく上回っている。このようにタイの銀行セクターでは、収益性、健全性が回復し、通貨危機直後に比べて強靱性(resilience)が大きく高まった。しかし、今後については次のような課題を抱えている。

(1) 金融システムの安定維持

銀行セクターの健全性は高まったが、グローバル経済は依然として不安定である。欧州債務危機の再燃を契機にグローバル金融市場が動揺し、タイの金融システムに影響を及ぼす可能性がある。

2012年夏には預金保険の上限引き下げが予定されていた。2011年8月に上限が5,000万バーツに引き下げられた時は、残高が5,000万バーツを超える預金口座は全体の0.01%しかなく、そのほとんどが企業や金融機関の口座だったため混乱は生じなかった。上限が100万バーツに下げられても、残高100万バーツ超の口座数は1.2%に止まるが、

預金額では全体の7割を占めるだけに、引き下げ時の金融市場の状況如何では不測の事態が生じる懸念もあった（図表9）。このため、タイ政府は金融システムの安定維持のために預金保険の上限引き下げを3年後に先送りした。

図表9：タイの金額階層別預金口座数と預金残高（2010年末）

預金額	口座数 (千口座)	預金総額 (100万バーツ)	口座数 (%)	預金総額 (%)
5万バーツ以下	69,736	311,389	88.1	4.2
5万超～10万バーツ	3,147	223,710	4.0	3.0
10万超～20万バーツ	2,434	336,155	3.1	4.5
20万超～50万バーツ	2,001	630,173	2.5	8.5
50万超～100万バーツ	896	648,557	1.1	8.8
100万バーツ超	953	5,247,677	1.2	70.9
100万超～1000万バーツ	882	2,241,538	1.1	30.3
1000万超～2500万バーツ	48	713,539	0.1	9.6
2500万超～5000万バーツ	14	477,286	0.0	6.5
5000万バーツ超	10	1,815,314	0.0	24.5
全体	79,166	7,397,662	100.0	100.0

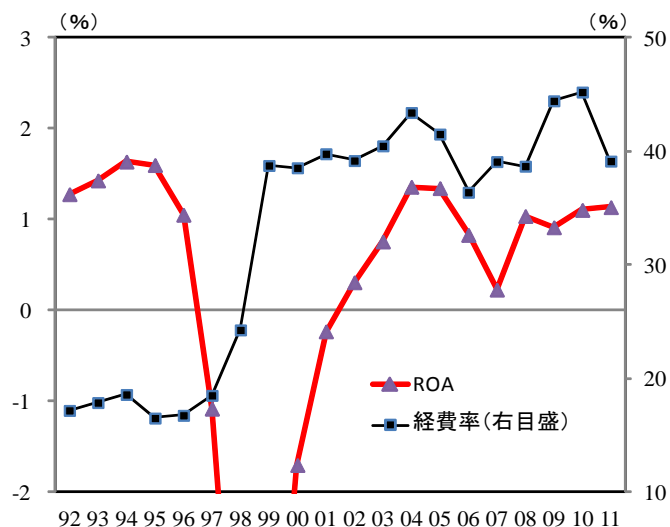
（資料）Bank of Thailand

（2）収益性向上

商業銀行の総資産利益率（ROA）は通貨危機後の激しい落ち込みからは回復したが危機前の水準を下回っている。IT投資の増加等で経費率（=営業費用／総収入）が危機前より上昇したことなどが影響しているとみられる（図表10）。さらに、最近のグローバルな銀行規制厳格化の動きが中小金融機関を中心にコスト負担を高めることが懸念されており、FSMPⅡの柱である「コスト削減」をさらに進めることが課題である。

なお、不良債権の抜本的処理により収益性には改善の余地があるとみられる。IMFの調査によれば、タイでは債務整理により不良債権から正常債権に再分類された資産が2006年末時点で4,810億バーツ（全貸出額の5.7%）ある。これは不良債権全体の約7割に相当する。その14%がその後、不良債権に戻っている。IMFは資産分類の甘さを指摘しているが、これは不良債権が見かけ以上に残っていることを示唆している。こうした巨額の不稼働資産は銀行セクターの収益性を下げているとみられ、抜本的な処理により収益性の向上が期待される。

図表10：商業銀行のROAと経費率



(資料) Bank of Thailand のデータより筆者作成

(3) 地域統合への対応

2015年にはASEAN経済共同体(AEC)が創設される予定である。2007年11月にはAECの設計図・工程表にあたる「ASEAN経済共同体ブループリント」がASEAN首脳会議で採択された。この中で金融サービスについては、①2015年までの自由化のために、各加盟国が維持できる「事前合意した柔軟性」リストを作成し、②全加盟国が合意した上で、③加盟国が指定した保険、銀行、資本市場の制限を2015年までに実質的に除去することとなっている。要は、加盟国の発展段階に応じて段階的に自由化を進めるということである。

これによる競争の高まりを見越して、シンガポールやマレーシアの銀行を中心に、域内の銀行の買収や現地法人の設立等を通してスーパーリージョナルバンクを形成する動きが既に出ている。直近ではシンガポールのDBS Group Holdingsによるインドネシア第5位の銀行PT Bank Danamonの買収や、マレーシアのCIMB Group Holdings Bhd.によるフィリピンの中堅銀行Bank of Commerceの株式取得などの動きが報道されている。

タイの銀行は今のところ対外進出にはあまり積極的ではないが、地場企業の海外進出に伴い、競争上、海外展開の必要性が高まると予想される。現在、AECのメンバー国はASEAN域内でフルバンキング業務を認められる「適格ASEAN銀行(Qualified ASEAN Bank: QAB)」の基準作りを急いでおり、2013年までに結論を出す予定である。QABに認定されるためには、健全性や消費者保護などで高い基準をクリアしなければならない。

このように、地域統合への対応は喫緊の課題となっている。BOTもこれを側面から支援すべく、金融システムの効率性向上に向けた金融インフラの改善等に力を注いでいる。

以上

(主要参考文献)

Association of Southeast Asian Nations (2008) “ASEAN Economic Community Blueprint”

Bank of Thailand (2009) “The Financial Sector Master Plan Phase II” (Bank of Thailand News No. 54/2552)

(2011) “Supervision Report 2010”

(2012) “Performance of the Thai Banking System in 2011” (BOT Press Release No. 12/2012)

Federal Reserve Bank of San Francisco (2010) “Financial System reform in Thailand” (Asia Focus)

International Monetary Fund (2009) “Thailand: Financial System Stability Assessment” (IMF Country Report No. 09/147)

今泉慎也 (2007) 「タイ」『金融庁委託 アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』(日本貿易振興機構アジア経済研究所、第13章)

国際協力銀行 (2011) 「タイの投資環境」(第17章)

高安健一 (2008) 「タイにおける金融改革の評価と政策課題」アジア政経学会『アジア研究』Vol. 54, No. 2

ワッタナワリン・スカンヤ (2011) 「アジア通貨危機後のタイ銀行セクターの新展開」九州大学経済学会『経済学研究』第77巻 第4号

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2012 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>